

令和7年9月9日招集

令和7年 第5回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第84号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）	1
議案第85号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）	3
議案第86号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について）	5
議案第87号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について	7
議案第88号	佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第89号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第90号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第91号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第92号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第93号	佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第94号	佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第95号	佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	52

議案第96号	佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第97号	佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第98号	新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）	61
議案第99号	字の変更について（松ヶ崎地内）	63
議案第100号	和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について	65
議案第101号	財産の無償譲渡について（旧歌代の里寄附物品）	66
議案第102号	損害賠償の額を定めることについて	67
議案第103号	令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について	68
議案第104号	令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について	68
議案第105号	令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	68
議案第106号	令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	68
議案第107号	令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	68
議案第108号	令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	68
議案第109号	令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	68
議案第110号	令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	68

議案第111号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算
(第2号) について

68

議案第84号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計
補正予算（第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第9号

専決処分書

令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第85号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市水道事業
会計補正予算（第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第10号

専決処分書

令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第86号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第11号

専決処分書

令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第87号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

令和 7 年10月 1 日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の 1 に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

議案第88号

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（ <u>第18条の3第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（ <u>第18条の2第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内

で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。）

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 佐渡市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して

で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との
両立に資する制度又は措置（次
号において「育児期両立支援制
度等」という。）その他の事項
を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない
子の心身の状況又は育児に関
する対象職員の家庭の状況に
起因して発生し、又は発生する
ことが予想される職業生活と
家庭生活の両立の支障となる
事情の改善に資する事項に係
る対象職員の意向を確認する
ための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は
前項第 3 号の規定により意向を

<u>確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の4</u> （略）	_____ _____ _____ （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の3</u> （略）
--	--

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に

においても、この条例による改正後の佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第89号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することがで	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することがで

きない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数 _____
_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2 第1項の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日に

きない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。 _____)

(_____部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2 _____の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する _____部分休業の承認については、1日に

つき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 18 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」

つき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する _____ 部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定め

る時間は、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める
時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77
時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条
例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条
第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、
給与条例第12条の規定にかかわ

[illegible]

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が_____

_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわ

らず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第16条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	らず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第16条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____ _____
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の佐渡市職員の育児休業等に関する条例第18条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第90号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(公示送達)	(公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を佐渡市公告式条例（平成16年佐渡市条例第3号）第1条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする</u>	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____佐渡市公 告式条例（平成16年佐渡市条例第3号）第1条に規定する掲示場に 掲示して行う _____ _____

ことができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 法施行規則

第1条の9
第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計

ものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9
第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額
を、前年の合計

所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得

所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得

金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 法第314条の2第4項 に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下

金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額 _____

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下

この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつ

この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつ

て、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

て、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに_____ _____ 次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 (略) (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所) _____ _____ _____ (2) 身体障害者等の氏名、住所	(1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、<u>当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 (略) (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)<u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</u> (2) 身体障害者等の氏名、住所
--	--

り換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって

[illegible][illegible]

8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の佐渡市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、佐渡市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第

3 項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

(1) 佐渡市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第91号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の個所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（納期） 第13条 （略） 2 （略） 3 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、<u>納入通知書</u>に定めるところによる。 4 （略） （国民健康保険税の<u>納入通知書</u>） 第26条 国民健康保険税の<u>納入通知書</u>の様式は、市長が別に規則で定める。	（納期） 第13条 （略） 2 （略） 3 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、<u>納税通知書</u>に定めるところによる。 4 （略） （国民健康保険税の<u>納税通知書</u>） 第26条 国民健康保険税の<u>納税通知書</u>の様式は、市長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例（令和４年佐渡市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧			
(名称及び位置)		(名称及び位置)			
第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置		
		<u>ビューさわた</u>	<u>佐渡市中原244番地2</u>		
畑野温泉松泉閣	(略)	畑野温泉松泉閣	(略)		
		<u>羽茂温泉クアテ ルメ佐渡</u>	<u>佐渡市羽茂飯岡 170番地1</u>		
別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)		別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)			
名称	休館日	開館時間	名称	休館日	開館時間
			<u>ビューさ</u>	<u>毎週月曜日</u>	<u>12 : 00 ~</u>
			<u>わた</u>	<u>12月31日及び 翌年1月1日</u>	<u>21 : 00</u>
畑野温泉	(略)		畑野温泉	(略)	

松泉閣		

備考 (略)

別表第2 (第8条、第13条関係)

1 入浴使用料

区分			利用回数	金額
				円
畑野温泉	(略)			
松泉閣				

備考

1～4 (略)

2 その他の使用料

施設名	区分	金額
		円

松泉閣		
羽茂温泉	毎週月曜日	15 : 00 ~
クアテル	12月31日及び	21 : 00
メ佐渡	翌年1月1日	

備考 (略)

別表第2 (第8条、第13条関係)

1 入浴使用料

区分			利用回数	金額
ビューさ	一般利			円
わた	用券	大人	1回	600
		子ども	1回	300
	回数利	大人	12回	6,000
	用券		6回	3,000
畑野温泉	(略)			
松泉閣				
羽茂温泉	一般利	大人	1回	600
クアテル	用券	子ども	1回	300
メ佐渡		も		
	回数利	大人	12回	6,000
	用券		6回	3,000

備考

1～4 (略)

2 その他の使用料

施設名	区分	金額
		円
ビューさ	家族風呂	1,500

[illegible]

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第93号

佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部
を改正する条例

(佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年佐渡市条例第293号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(給与の減額) 第21条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内<u>又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障が	(給与の減額) 第21条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内 _____ _____の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障が

あるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	あるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	---

(佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年佐渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(給与の減額) 第21条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内<u>又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務	(給与の減額) 第21条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内 _____ _____の時間に限る。）を勤務

しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	--

(佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年佐渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(給与の減額)	(給与の減額)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するま	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するま

での子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

での子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内

 の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第94号

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表（第22条関係）					別表（第22条関係）				
（単位：円）					（単位：円）				
種別	用途及びメーターの口径		基本料金	水量料金	種別	用途及びメーターの口径		基本料金	水量料金
			10立方メートルまで	1立方メートルにつき				10立方メートルまで	1立方メートルにつき
専用及び共用給水装	一般用	13ミリメートル	<u>1,887</u>	<u>260</u>	専用及び共用給水装	一般用	13ミリメートル	<u>1,715</u>	<u>236</u>
		20ミリメートル	<u>1,928</u>	<u>260</u>			20ミリメートル	<u>1,753</u>	<u>236</u>
		25ミリメートル	<u>3,144</u>	<u>260</u>			25ミリメートル	<u>2,858</u>	<u>236</u>
		30ミリメートル	<u>4,296</u>	<u>260</u>			30ミリメートル	<u>3,905</u>	<u>236</u>
		40ミリメートル	<u>7,125</u>	<u>260</u>			40ミリメートル	<u>6,477</u>	<u>236</u>

置	一トル			置	一トル		
	50ミリメ	<u>12,887</u>	<u>260</u>		50ミリメ	<u>11,715</u>	<u>236</u>
	一トル				一トル		
	75ミリメ	<u>25,038</u>	<u>260</u>		75ミリメ	<u>22,762</u>	<u>236</u>
	一トル				一トル		
	100ミリメ	<u>46,410</u>	<u>260</u>		100ミリメ	<u>42,191</u>	<u>236</u>
	一トル				一トル		
	臨時給水	25ミリメ	<u>4,400</u>		臨時給水	25ミリメ	<u>4,000</u>
		一トル以下				一トル以下	
		30ミリメ	<u>8,800</u>			30ミリメ	<u>8,000</u>
		一トル以上				一トル以上	
船舶給水用			<u>260</u>	船舶給水用			<u>236</u>
私設消火栓	演習用	1 栓放水時間 5 分ごとに <u>2,200円</u>		私設消火栓	演習用	1 栓放水時間 5 分ごとに <u>2,000円</u>	

第2条 佐渡市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧									
別表（第22条関係）					別表（第22条関係）									
（単位：円）					（単位：円）									
種別	用途及びメーターの口径		基本料金	水量料金	種別	用途及びメーターの口径		基本料金	水量料金					
			10立方メートルまで	1立方メートルにつき				10立方メートルまで	1立方メートルにつき					
専用及び共用給水装置	一般用	13ミリメートル	<u>2,058</u>	<u>283</u>	専用及び共用給水装置	一般用	13ミリメートル	<u>1,887</u>	<u>260</u>					
		20ミリメートル	<u>2,103</u>	<u>283</u>			20ミリメートル	<u>1,928</u>	<u>260</u>					
		25ミリメートル	<u>3,429</u>	<u>283</u>				25ミリメートル	<u>3,144</u>	<u>260</u>				
		30ミリメートル	<u>4,686</u>	<u>283</u>					30ミリメートル	<u>4,296</u>	<u>260</u>			
		40ミリメートル	<u>7,772</u>	<u>283</u>						40ミリメートル	<u>7,125</u>	<u>260</u>		
		50ミリメートル	<u>14,058</u>	<u>283</u>							50ミリメートル	<u>12,887</u>	<u>260</u>	
		75ミリメートル	<u>27,314</u>	<u>283</u>								75ミリメートル	<u>25,038</u>	<u>260</u>
		100ミリメートル	<u>50,629</u>	<u>283</u>									100ミリメートル	<u>46,410</u>
	臨時給水	25ミリメートル以下	<u>4,800</u>	<u>502</u>		臨時給水								25ミリメートル以下
30ミリメートル以下		<u>9,600</u>	<u>502</u>	30ミリメートル以下	<u>8,800</u>		<u>461</u>							

	上				上		
	船舶給水用		283		船舶給水用		260
私設消火栓	演習用	1 栓放水時間 5 分ごとに <u>2,400円</u>		私設消火栓	演習用	1 栓放水時間 5 分ごとに <u>2,200円</u>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条による改正後の佐渡市水道事業給水条例の規定は、令和 8 年 5 月分の料金から適用し、令和 8 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条による改正後の佐渡市水道事業給水条例の規定は、令和 10 年 5 月分の料金から適用し、令和 10 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第95号

佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市下水道条例（平成16年佐渡市条例第287号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表（第16条関係）					別表（第16条関係）				
用途 区分	基本料金（1月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水 量	使用 料		下水 量	使用料	下水 量	使用 料
一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円	一般	10m ³ まで	1,715円	1 m ³ に つき	218円

第2条 佐渡市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表（第16条関係）					別表（第16条関係）				
用途 区分	基本料金（1月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水量	使用 料		下水 量	使用料	下水量	使用 料
一般	10m ³ まで	2,058円	1 m ³ に つき	261円	一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円

附 則

（施行期日）

- この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 第1条による改正後の佐渡市下水道条例の規定は、令和8年5月分の料金から適用し、令和8年4月分までの料金については、なお従前の例による。
- 第2条による改正後の佐渡市下水道条例の規定は、令和10年5月分の料金から適用し、令和10年4月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第96号

佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 佐渡市漁業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表第 1 （第14条関係）					別表第 1 （第14条関係）				
用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水 量	使用 料		下水 量	使用料	下水 量	使用 料
一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円	一般	10m ³ まで	1,715円	1 m ³ に つき	218円

第 2 条 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表第 1（第14条関係）					別表第 1（第14条関係）				
用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水量	使用 料		下水 量	使用料	下水量	使用 料
一般	10m ³ まで	2,058円	1 m ³ に つき	261円	一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円

附 則

（施行期日）

- この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和10年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 第 1 条による改正後の佐渡市漁業集落排水施設条例の規定は、令和 8 年 5 月分の料金から適用し、令和 8 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。
- 第 2 条による改正後の佐渡市漁業集落排水施設条例の規定は、令和10 年 5 月分の料金から適用し、令和10年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第97号

佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 佐渡市農業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第354号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表第 1 （第13条関係）					別表第 1 （第13条関係）				
用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水 量	使用 料		下水 量	使用料	下水 量	使用 料
一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円	一般	10m ³ まで	1,715円	1 m ³ に つき	218円

第 2 条 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新					旧				
別表第 1（第13条関係）					別表第 1（第13条関係）				
用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金		用途 区分	基本料金（1 月 につき）		超過料金	
	下水 量	使用料	下水量	使用 料		下水 量	使用料	下水量	使用 料
一般	10m ³ まで	2,058円	1 m ³ に つき	261円	一般	10m ³ まで	1,887円	1 m ³ に つき	240円

附 則

（施行期日）

- この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和10年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 第 1 条による改正後の佐渡市農業集落排水施設条例の規定は、令和 8 年 5 月分の料金から適用し、令和 8 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。
- 第 2 条による改正後の佐渡市農業集落排水施設条例の規定は、令和10 年 5 月分の料金から適用し、令和10年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第98号

新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市松ヶ崎字出口 904 番、908 番 3、909 番 1、914 番 1、915 番 1、916 番 1、917 番、1214 番 3、1221 番 1、1221 番 2、1221 番 3、1222 番 3、1223 番 1、1238 番 2、1238 番 3、1238 番 4、1239 番 2、佐渡市松ヶ崎字垣ノ内 886 番 3、888 番 1、1219 番 2、1219 番 5、佐渡市松ヶ崎字札ノ辻 1225 番 1、佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、884 番 1、884 番 2、889 番 1、890 番 1、895 番 2、896 番、902 番 1、903 番 1、1245 番、1246 番、1247 番、1249 番、1250 番、1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字外畑 894 番、佐渡市松ヶ崎字後 887 番 1 地先の土地	9,127.45
②	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、884 番 1、884 番 2、889 番 1、890 番 1、1245 番、1246 番、1247 番、1249 番、1250 番、1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字垣ノ内 886 番 3、888 番 1、佐渡市松ヶ崎字後 887 番 1 地先の公有水面埋立地	893.65
③	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、佐渡市松ヶ崎字としま 1388 番 2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340 番 3	1,086.90

	地先の土地	
④	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、 884 番 1、884 番 2、1247 番、1249 番、1250 番、 1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字とし ま 1388 番 2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340 番 3 地先の公有水面埋立地	2,455.24

令和 7 年 9 月 9 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第99号

字の変更について（松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市松ヶ崎字出口 904 番、908 番 3、909 番 1、914 番 1、915 番 1、916 番 1、917 番、1214 番 3、1221 番 1、1221 番 2、1221 番 3、1222 番 3、1223 番 1、1238 番 2、1238 番 3、1238 番 4、1239 番 2、佐渡市松ヶ崎字垣ノ内 886 番 3、888 番 1、1219 番 2、1219 番 5、佐渡市松ヶ崎字札ノ辻 1225 番 1、佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、884 番 1、884 番 2、889 番 1、890 番 1、895 番 2、896 番、902 番 1、903 番 1、1245 番、1246 番、1247 番、1249 番、1250 番、1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字外畑 894 番、佐渡市松ヶ崎字後 887 番 1 地先の土地	佐渡市松ヶ崎字 青木
②	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、884 番 1、884 番 2、889 番 1、890 番 1、1245 番、1246 番、1247 番、1249 番、1250 番、1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字垣ノ内 886 番 3、888 番 1、佐渡市松ヶ崎字後 887 番 1 地先の公有水面埋立地	
③	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、佐渡市松ヶ崎字と	

	しま 1388 番 2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340 番 3 地先の土地
④	佐渡市松ヶ崎字青木 878 番 2、882 番、883 番、 884 番 1、884 番 2、1247 番、1249 番、1250 番、 1251 番、1252 番、1253 番、佐渡市松ヶ崎字とし ま 1388 番 2、佐渡市松ヶ崎字トシマ 1340 番 3 地先の公有水面埋立地

令和 7 年 9 月 9 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第100号

和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 和木漁港 港整備交付金工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 250,250,000円
- 4 契約の相手方 有限会社菊池組
佐渡市両津夷268番地7
代表取締役 菊池 光浩

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第101号

財産の無償譲渡について（旧歌代の里寄附物品）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の名称等

名 称	数 量
旧歌代の里寄附物品（ブロンズ像）	1 体

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市河原田本町193番地
佐渡ライオンズクラブ
会長 本間 東三夫

令和7年9月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第102号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 市内 個人 |
| 2 | 損害賠償の額 | 2,217,350円 |
| 3 | 事故の概要 | |
| (1) | 事故発生日 | 令和7年3月21日 午後5時50分頃 |
| (2) | 事故の発生場所 | 佐渡市徳和4815番地1 |
| (3) | 事故の状況 | 佐渡市所有の山林からの倒木により駐車中の自動車が損傷を受けたもの。 |

過失割合	佐渡市	100%
	相手方	0%

令和7年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

- 議案第103号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第106号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第107号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第108号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第109号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第110号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第111号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）につい
て
（予算書別紙添付）

議案第84号

《令和7年度 佐渡市一般会計補正予算（第5号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	47,648,327
補正額	924,100
累計予算額	48,572,427

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金	17,000
市債	774,400
繰入金	132,700

4. 補正項目

1) 令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費

①土木施設災害復旧事業【建設課】

補正額：522,100千円

（事業内容）

○土木施設単独災害復旧事業

補正額：165,100千円

- ・ 災害応急復旧作業委託料 181件 121,200千円
- ・ 災害応急復旧工事 53件 27,900千円
- ・ 道路橋りょう災害復旧工事 7件 12,000千円
- ・ 消耗品費 4,000千円

○令和7年災公共土木施設災害復旧事業

補正額：357,000千円

- ・ 測量設計業務委託料 57件 332,000千円
- ・ 災害応急復旧工事 5件 25,000千円

②農林業施設災害復旧事業【農林水産振興課】

補正額：380,000千円

（事業内容）

○農地単独災害復旧事業

補正額：60,000千円

- ・ 道路等補修用原材料費 5件 5,000千円
- ・ 災害応急復旧作業委託料 10件 10,000千円
- ・ 農地農業用施設災害復旧事業補助金 210件 45,000千円

○令和7年災農地・農業用施設災害復旧事業

補正額：190,000千円

- ・ 測量設計業務委託料 113件 170,000千円
- ・ 災害応急復旧作業委託料 10件 10,000千円
- ・ 災害応急復旧工事 8件 10,000千円

○林業施設単独災害復旧事業

補正額：60,000千円

- ・ 災害応急復旧作業委託料 27件 40,000千円
- ・ 災害応急復旧工事 16件 20,000千円

○令和7年災林業施設災害復旧事業

補正額：70,000千円

- ・ 測量設計業務委託料 10件 70,000千円

③上下水道施設災害復旧事業【上下水道課】

補正額：22,000 千円

(事業内容)

○水道事業会計費

補正額：18,000 千円

・水道事業会計繰出金 18,000 千円

事業費：災害応急復旧作業委託料 1 件 1,000 千円

測量設計業務委託料 2 件 5,000 千円

災害応急復旧工事 4 件 12,000 千円

○下水道事業会計費

補正額：4,000 千円

・下水道事業会計繰出金 4,000 千円

事業費：手数料 2 件 4,000 千円

議案第85号

《令和7年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上

2. 予算規模

・資本的収支				(単位：千円)	
収入	補正前の額	1,105,483	支出	補正前の額	2,091,284
	補正額	18,000		補正額	18,000
	累計予算額	1,123,483		累計予算額	2,109,284

3. 補正内容

(単位：千円)

○資本的収入

- ・災害復旧事業に係る繰入金 補正額： 18,000

○資本的支出

- ・災害復旧事業費 補正額： 18,000

(事業内訳)

災害応急復旧作業委託料	1件	1,000千円
測量設計業務委託料	2件	5,000千円
災害応急復旧工事	4件	12,000千円

議案第86号

《令和7年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・令和7年8月発生豪雨による災害対応に要する経費を計上

2. 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,263,735	支出	補正前の額	3,263,735
	補正額	4,000		補正額	4,000
	累計予算額	3,267,735		累計予算額	3,267,735

3. 補正内容

(単位：千円)

○収益的收入

- ・営業外収入（他会計補助金） 補正額： 4,000

○収益的支出

- ・営業費用（管渠費） 補正額： 4,000

（事業内訳）

手数料 2件 4,000 千円

議案第103号

《令和7年度 佐渡市一般会計補正予算（第6号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 定額減税補足給付金事業の経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,572,427
補正額	112,687
累計予算額	48,685,114

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金 112,687

4. 補正項目

○ 定額減税補足給付金事業【税務課】

補正額：112,687 千円

（事業内容）

定額減税補足給付金の支給に要する経費を増額計上。

議案第104号

《令和7年度 佐渡市一般会計補正予算（第7号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 防災対策事業の経費を計上
- ・ 令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上
- ・ その他の経費については、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うほか、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,685,114
補正額	4,765,689
累計予算額	53,450,803

3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	2,326,773
繰入金	157,544
繰越金	1,190,885
市債	1,185,100
その他	△94,613

4. 主な補正項目

1) 防災対策事業【防災課】

補正額：27,006千円

（事業内容）

災害時対応として、移動・設置可能なトイレトラックの購入等の経費を計上。

2) 令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費

補正額：3,806,136千円

（事業内容）

①土木施設災害復旧事業【建設課・建築住宅課】 補正額：1,898,565千円

- ・ 土木施設単独災害復旧事業 83件 92,000千円
- ・ 令和7年災公共土木施設災害復旧事業 122件 1,770,900千円
- ・ 小規模急傾斜地崩壊防止事業ほか 3件 35,665千円

②農林業施設災害復旧事業【農林水産振興課】 補正額：1,861,000千円

- ・ 令和7年災農地・農業用施設災害復旧事業 242件 1,096,000千円
- ・ 林業施設単独災害復旧事業 11件 40,000千円
- ・ 令和7年災林業施設災害復旧事業 20件 720,000千円
- ・ 小規模補助治山事業 1件 5,000千円

③上下水道施設災害復旧事業【上下水道課】 補正額：46,571千円

- ・ 水道事業会計費 7件 45,500千円
- ・ 下水道事業会計費 2件 1,071千円

3) 老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】

補正額：214,048千円

（事業内容）

特別養護老人ホームの移転（建替え）に伴う補助金を計上。

令和7年度 一般会計補正予算(第7号) 事業概要一覧

事業名		概 要	担当課
1)	防災対策事業 予算額[27,006] 財 源[(一)27,006]	災害時のトイレ対応として、移動・設置可能な災害用トイレトラックの購入及び、大雨による土砂災害の危険性が高まっていることから開設した避難所で使用した防災備蓄物資の補充等に要する経費を計上。 ○事業内容 ・消耗品費 668千円 ・手数料 150千円 ・自動車購入費 26,188千円	防災課
2)	令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費		
①	小規模補助治山事業 予算額[5,000] 財 源[(県)2,500] [(地)1,200] [(分)1,250] [(一) 50]	豪雨により被災した住宅の裏山斜面の復旧対策に要する経費を計上。 ○事業内容 ・小規模補助治山工事 1件、5,000千円	農林水産振興課
②	令和7年災農地・農業用施設災害復旧事業 予算額[1,096,000] 財 源[(県)575,450] [(地)461,000] [(分)45,950] [(一)13,600]	豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・測量設計業務委託料 64件、96,000千円 ・農地農業用施設災害復旧工事 178件、1,000,000千円	農林水産振興課
③	林業施設単独災害復旧事業 予算額[40,000] 財 源[(地)25,700] [(一)14,300]	豪雨により被災した林道の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・林業施設災害復旧工事 11件、40,000千円	農林水産振興課
④	令和7年災林業施設災害復旧事業 予算額[720,000] 財 源[(県)438,000] [(地)253,400] [(一)28,600]	豪雨により被災した林道の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・測量設計業務委託料 5件、20,000千円 ・林業施設災害復旧工事 15件、700,000千円	農林水産振興課
⑤	小規模急傾斜地崩壊防止事業 予算額[30,000] 財 源[(県)15,000] [(地) 9,000] [(分) 5,000] [(一) 1,000]	豪雨により被災した住宅前斜面の崩壊防止対策に要する経費を計上。 ○事業内容 ・測量設計業務委託料 1件、10,000千円 ・小規模急傾斜地崩壊防止工事 1件、20,000千円	建設課
⑥	土木施設単独災害復旧事業 予算額[92,000] 財 源[(地)92,000]	豪雨により被災した市道の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・災害応急復旧作業委託料 33件、22,500千円 ・測量設計業務委託料 4件、8,000千円 ・道路橋りょう災害復旧工事 46件、61,500千円	建設課

令和7年度 一般会計補正予算(第7号) 事業概要一覧

事業名		概 要	担当課
3)	令和7年災公共土木施設 災害復旧事業 ⑦ 予算額[1,770,900] 財 源[(国)1,170,892] [(地) 341,700] [(一) 258,308]	豪雨により被災した市道及び河川の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・用地測量業務委託料 20件、49,000千円 ・災害応急復旧工事 4件、17,000千円 ・道路橋りょう災害復旧工事 78件、1,633,500千円 ・河川災害復旧工事 1件、15,000千円 ・土地購入費 8件、3,400千円 ・移転補償費 11件、53,000千円	建設課
	令和7年災公共土木施設 (都市公園)災害復旧事業 ⑧ 予算額[5,665] 財 源[(国)4,532] [(地)1,100] [(一) 33]	豪雨により被災した都市公園施設の復旧に要する経費を計上。 ○事業内容 ・都市公園災害復旧工事 1件、5,665千円	建築住宅課
	水道事業会計費(豪雨災 害分) ⑨ 予算額[45,500] 財 源[(一)45,500]	豪雨により被災した水道施設の復旧事業に対する繰出金を計上。 ・水道事業会計繰出金 45,500千円 事業費:災害復旧工事費 7件 45,500千円	上下水道課
	下水道事業会計費(豪雨 災害分) ⑩ 予算額[1,071] 財 源[(一)1,071]	豪雨により被災した下水道施設の復旧事業に対する繰出金を計上。 ・下水道事業会計繰出金 1,071千円 事業費:手数料 2件、1,071千円	上下水道課
3)	老人福祉施設整備事業 予算額[214,048] 財 源[(県)114,048] [(一)100,000]	特別養護老人ホームの移転(建替え)に伴う補助金を計上。 ○事業内容 ・介護基盤整備事業補助金 214,048千円	高齢福祉課

※一覧表中、(国)は国庫支出金、(県)は県支出金、(地)は地方債、(分)は分担金、(一)は一般財源の略

※事業名欄の数値の単位は千円

議案第105号

《令和7年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・システム改修に係る経費を計上
- ・国民健康保険事業財政調整基金積立金を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	5,562,608
補正額	106,959
累計予算額	5,669,567

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫補助金	8,192
一般会計繰入金	△14,453
繰越金	113,220

4. 補正項目

（単位：千円）

○総務費

- ・人件費・一般管理費 補正額：△14,512
- ・賦課徴収費 補正額：8,192

○保健事業費

- ・人件費・特定健康診査等事業費 補正額：59

○基金積立金

- ・国民健康保険事業財政調整基金積立金 補正額：91,557

○諸支出金

- ・償還金 補正額：19,920
- ・一般会計繰出金 補正額：1,743

議案第106号

《令和7年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金を計上
- ・前年度決算及び当年度確定賦課により保険料等負担金を計上
- ・システム改修に係る経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	946,514
補正額	72,186
累計予算額	1,018,700

3. 財源内訳

（単位：千円）

後期高齢者医療保険料	56,482
一般会計繰入金	△3,197
繰越金	16,446
国庫補助金	2,455

4. 補正項目

（単位：千円）

○総務費

- ・人件費・一般管理費 補正額：△4,032
- ・徴収費 補正額：2,455

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 補正額：73,763

議案第107号

《令和7年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	8,580,588
補正額	369,585
累計予算額	8,950,173

3. 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	△4,067
繰越金	373,652

4. 補正項目

（単位：千円）

○総務費

・一般管理費（人件費）	補正額：△6,294
-------------	------------

○地域支援事業費

・介護予防・日常生活支援総合事業費（人件費）	補正額：98
・包括的支援事業・任意事業費（人件費）	補正額：192

○基金積立金	補正額：40,049
--------	------------

○諸支出金	補正額：335,540
-------	-------------

議案第108号

《令和7年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	648,492
補正額	6,999
累計予算額	655,491

3. 財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金	△6,108
繰越金	13,107

4. 補正項目 (単位：千円)

- 介護老人保健施設費
 - ・一般管理費（人件費） 補正額： △6,108
- 諸支出金
 - ・一般会計繰出金 補正額： 13,107

議案第109号

《令和7年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）概要》

【主要内容】

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上

収益的収支（単位：千円）

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,573,280	0	1,573,280
支出	2,089,077	△12,067	2,077,010
収支	△515,797	12,067	△503,730

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,394,337	0	1,394,337	178,943	0	178,943
支出	1,803,779	3,650	1,807,429	285,298	△15,717	269,581
収支	△409,442	△3,650	△413,092	△106,355	15,717	△90,638

【両津病院】

[補正額] ・収益的収入 0千円 ・収益的支出 3,650千円

【相川診療所】

[補正額] ・収益的収入 0千円 ・収益的支出 △15,717千円

《令和7年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・委託料の増額に伴う補正を計上
- ・令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上

2. 予算規模

・収益的収支				(単位：千円)			
収入	補正前の額	2,634,280	支出	補正前の額	2,634,280		
	補正額	40		補正額	△65		
	累計予算額	2,634,320		累計予算額	2,634,215		
・資本的収支				(単位：千円)			
収入	補正前の額	1,123,483	支出	補正前の額	2,109,284		
	補正額	45,500		補正額	45,366		
	累計予算額	1,168,983		累計予算額	2,154,650		

3. 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △134

4. 補正内容 (単位：千円)

○収益的収入

- ・児童手当の財源としての一般会計補助金 補正額： 40

○収益的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 補正額： △2,753
- ・設計業務委託料 補正額： 2,688

○資本的収入

- ・災害復旧事業に係る繰入金 補正額： 45,500

○資本的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 補正額： △134
- ・災害復旧事業費 補正額： 45,500

議案第111号

《令和7年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・委託料等の増額に伴う収支の補正を計上
- ・令和7年8月発生豪雨による災害対応に要する経費を計上

2. 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,267,735	支出	補正前の額	3,267,735
	補正額	34,461		補正額	53,806
	累計予算額	3,302,196		累計予算額	3,321,541

- ・資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,954,653	支出	補正前の額	2,609,458
	補正額	△30,950		補正額	△18,542
	累計予算額	1,923,703		累計予算額	2,590,916

3. 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 159,158
- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △146,750

4. 主な補正内容 (単位：千円)

○収益的収入

- ・営業外収益（他会計補助金） 補正額： 15,351
- ・営業外収益（国庫補助金） 補正額： 19,110
- ・管渠費（委託料）に係る収益的収入分の企業債（本文ただし書き）
. 補正額： 4,100

○収益的支出

- ・人事異動等に伴う人件費等 補正額： △2,935
- ・総係費（委託料） 補正額： 30,000
- ・処理場費（委託料） 補正額： 16,401
- ・管渠費（委託料） 補正額： 8,220
- ・豪雨災害対応分（管渠費・処理場費） 補正額： 1,071
- ・営業外費用（企業債利息） 補正額： 1,049

○資本的收入

・ 国庫補助金	・ ・ ・ ・ ・	補正額：△15,950
・ 他会計補助金	・ ・ ・ ・ ・	補正額：△15,000

○資本の支出

・ 人事異動に伴う人件費	・ ・ ・ ・ ・	補正額：141
・ 下水道施設改良費（工事請負費）	・ ・ ・ ・ ・	補正額：△18,683